

魅力あるコミュニティ助成事業にかかる取扱について

1. 助成金の対象について

- 1) 備品については、単価が 3 万円以上のものを対象とする。
ただし、単価が 3 万未満であっても、以下のものは対象とする。
 - ① 複数揃えることで、コミュニティ活動の役割を果たすもの。（法被など）
 - ② 主となる備品と併せて購入する付属品。（太鼓に使用するバチなど）
- 2) 助成対象の具体例は、別紙「魅力あるコミュニティ助成事業対象具体例」のとおりとする。
なお、別紙における住民センター整備の高齢化・少子化等に対応した施設とは、高齢者にやさしいバリアフリーの施設や児童室、育児室等、子育て支援の機能を有した施設などを想定している。
また、耐震化等の災害対策に対応した施設とは、災害時に地域の避難場所となる目的を有した施設を想定している。
- 3) 使用目的が重複するような備品は、対象とならない。（印刷機とコピー機など）
- 4) 他の助成制度（市町村の助成制度を除く）などを活用し、同一年度に助成を受けているか又は受けることが決定しているコミュニティ組織は、対象とならない。
また、住民センター整備においては、過去に国や県などの補助を受けたために施設整備の制限がある施設については、対象とならない。

2. 申請について

- 1) 区長会や連合会などの複数自治会で構成されている組織（自治会の上部組織）の申請も認める。
ただし、イベント等で一時的に設置された組織は除く。
- 2) 申請件数については、各市町村につき 1 件までとする。
ただし、合併した市町村については、合併した市町村数を上限にその範囲の数だけ申請することができる。また、その場合は、優先順位を決め、申請書にその順位を記載すること。
- 3) 申請する際は、備品の保管場所及び対象施設工事の実施場所を明確にすること。
- 4) 住民センターを新築する実施主体は、原則、認可地縁団体でなければならない。
- 5) 複数の備品購入を申請する場合は、申請書にある内訳表に全て記載すること。

3. 事業変更について

- 1) 市町村は、申請のあったコミュニティ組織に対し、当初の申請どおり事業を実施するよう指導すること。
- 2) やむを得ない事情により、事業を変更する場合、要綱第 6 条の規定により、変更申請をしなければならない。
ただし、以下の場合において、変更における差額が当初の対象経費の 10%以内であれば変更申請を省略することができる。
 - ① 見積合せ又は入札による差額が生じた場合。
 - ② 申請当初予定していた備品が生産、販売中止などの理由により購入できないため、同等品を購入する場合。
 - ③ 住民センター整備において軽微な設計変更の必要が生じた場合。
- 3) 備品購入については、当初の申請額よりも安価で購入できたとしても、その差額を他の備品の購入に充てたり、同じ備品の数を増やすなどの変更は認めない。
- 4) 交付決定後、助成額を増額に変更することは、原則、認めない。

4. 実績報告及び助成金の受入について

- 1) 事業終了後に提出する実績報告の提出期限は、2月末日までとする。
(本協会は、出納閉鎖期間がなく、事業期間が4月1日～3月31日までのため。)
- 2) 実績報告書に添付する歳出歳入予算書の写しは、議長が証明する書類であり、予算区分を下記のとおりとする。

歳入科目	歳出科目
雑入	負担金補助及び交付金

また、計上する金額は、本協会からの助成額を計上し、本事業の助成金であることが分かるよう明記すること。なお、明記できない場合は、補足資料として内訳書を併せて添付すること。

5. 社会貢献広報活動について

- 1) コミュニティ組織は、助成対象となったものに本協会が配布するラベルシール、プレート（住民センター用）を貼付又は取付けて、宝くじの社会貢献性を住民に周知すること。
なお、ラベルシール等を貼付することが困難な備品（例：布製の備品）については、市町村を通して別途本協会に相談すること。
- 2) 住民センターを整備したコミュニティ組織は、市町村の協力のもと、実施翌年度のサマージャンゴ宝くじ発売時に、本事業に関するチラシを回覧し、宝くじの社会貢献性を住民に周知すること。
- 3) 市町村は、本事業の住民向けの説明会などで、住民に対しサマージャンゴ宝くじの意義や仕組みなど周知すること。
- 4) 市町村は、事業完了後に広報紙等を活用し、本事業を紹介する記事の掲載等に努めること。
- 5) 市町村は、本事業の資金源となるサマージャンゴ宝くじの発売期間（7月上旬から8月上旬）中は販売促進の広報紙掲載に積極的に取り組むこと。

魅力あるコミュニティ助成事業の対象具体例

1 判断基準

- 地域のコミュニティ活動に寄与する備品整備や住民センター整備を対象とする。
- 以下は対象とすることは難しい。

(1) 備品整備	・娯楽性が高いもの ・建造物にあたるもの	・通常施設運営に必要なもの	・必要不可欠でないもの	・特定の人が使用するもの	・グレードが高いもの	・市町村が整備すべきもの
(2) 住民センター整備	・緊急性が低いもの	・グレードが高いもの	・機能上問題ないが、外装上の見栄えをよくする工事			

2 具体例

[表の見方] ■ 対象になりうるものが必ず採択されるわけではない。 ■ 優先順位は考慮していない。 ■ 仕様グレードは標準モデルとする。 ■ 単価3万円未満のものでも複数組み合わせることにより一式扱いにする。

	対象になりうる(例)	対象は難しい(例)
(1) 備品整備		
① 一般備品		
ア. コミュニティ行事関連		
祭り行事	・提灯 ・法被 ・太鼓 ・半天 ・やぐら ・子ども御輿 ・踊り浴衣 ・小鼓 ・発電機	娯楽性が高いもの ・テレビ ・DVDレコーダー ・カラオケセット
体育行事	・屋外テント ・音響設備(マイク、アンプ、CDプレイヤー、スピーカー等) ・物置	通常施設運営に必要なもの ・給湯器 ・ガスコンロ ・冷蔵庫 ・電子レンジ ・ポット ・掃除機 ・食器棚 ・棚 ・ざぶとん ・カーテン ・ジュータン ・畳 ・消火器
一般集会行事	・長机 ・椅子 ・椅子収納台車 ・座卓	必要不可欠でないもの ・プロジェクター ・スクリーン ・加湿器 ・空気清浄器 ・ホワイトボード ・黒板 ・ベンチ ・屋外遊具 ・芝刈り機
展示行事	・展示パネル	特定の人が使用するもの ・事務機 ・金庫 ・パソコン ・デジカメ ・スポーツ大会ユニフォーム
廃品回収行事	・車載スピーカー	グレードが高いもの ・LED照明器具 ・カラーコピー機 ・太陽光発電
イ. 集会施設関連	・エアコン ・ファンヒーター ・モノクロコピー機 ・ウォシュレット	
ウ. 地区生活安全関連	・防犯灯	
エ. 防災関連	自主防災組織が行う地域の防災活動に必要な備品等 ・防災用物置 ・消防ホース格納庫 ・消防ホース (単品では認められないが、数種類の組み合わせで消防用品の備品扱いとする) ・毛布 ・担架 ・発電機 ・リヤカー ・浄水器 ・仮設トイレ ・救急セット ・水中ポンプ ・移動かまど ・テント ・トランシーバー ・投光器 ・救助工具 ・防水メガホン ・アップスライダー ・ハロゲンライト ・防災ジャンパー ・ヘルメット	市町村が整備すべきもの ・AED
オ. その他	上記以外のもので、その地域の事情に応じて助成することが適切だと思われる備品等	
② 伝統芸能備品	古くから地域に根ざした伝統芸能関連備品の購入及び修繕を対象とする。 ・獅子頭 ・太鼓 ・山車 ・御輿 ・山車人形 ・人形衣装 ・神楽面	建造物にあたるもの ・山車小屋
(2) 住民センター整備	対象	対象外
① 新築	高齢化・少子化等に対応した施設及び耐震化等の災害対策に対応した施設で、新築又は建て替えるものを対象とする。	住民センター本体の直接工事費のみを対象とし、用地の取得費、土地の造成費、建物の解体費、外構工事費、その他事務経費等は対象外とする。
② 改築・改修	住民センター本体を改築・改修するものを対象とする。なお、高齢化、少子化等の対応及び災害対策の対応を目的とする改築・改修については、優先的に助成する。 ・階段改修 ・トイレ改修 ・外壁改修 ・屋根補修 ・基礎補修	増築工事は対象外とする。 グレードが高いもの ・太陽光発電

※ 本表はコミュニティ事業の必要性を判断したものではなく、助成の対象になりうるか否かを示したものである。